

議員政治倫理条例について

立命館大学 駒林良則

はじめに¹

- 議員政治倫理条例制定（首長等にも適用される条例を含む）状況
県レベル 9 団体²、政令市 4 団体、一般市 422 団体、町村 269 団体
- ▼比較的規模の大きい自治体議会では（資産公開を別にして）議員政治倫理条例を策定していないところが多い。議員心理として、かかる条例の制定に及び腰なことは、以下のように、請求対象（政治倫理基準違反行為）が漠然としていることや、政倫審に上ること自体の政治的ダメージを斟酌してのことであろうか。
- 立川市議会の議員政治倫理条例の全面改正（2024 年施行）への助言（従来型からの改変）→改正についてほぼ 1 年近くかけて議員・事務局と議論し、多くの知見を得た。
- 尼崎市議会政治倫理審査会委員（2023 年）としての経験→政倫審の役割と限界

I 議員政治倫理条例制定の必要性

1 議会を取り巻く最近の状況等

- 不祥事議員の頻発
近時、議員のハラスメントや SNS での不適切な言動も話題となることがある。これに対する議会の対応が求められている。→近時の同条例の制定動機（再発防止³）
- 地方自治法 89 条 3 項の制定
「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」
この条文を受けて、各議会は議員に自らの活動の重要性を自覚させる方策をとることになろう。政治倫理の確立もその一環と捉えることが出来よう。

¹ 本レジュメの主要部分について詳しくは、拙稿「議員政治倫理条例の検討」（立命館法学 <https://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/232/002komabayashi.pdf>）を参照されたい。

² 岩手県、宮城県、福井県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、広島県、長崎県

³ 条例遵守の宣誓書の提出を求めるところもある。

2 法制度面からの必要性

○懲罰との関係

懲罰が（狭い意味での）議会内での議員個人の行為を対象としている⁴。そのため議会外の議員活動については懲罰の対象とならない。

議会外の行為がこの条例の対象で、議会内の行為が懲罰の対象、という「棲み分け」があるわけではない。この条例の対象である政治倫理基準違反の行為（後述）は議会内でもなされうる。懲罰対象の行為であっても（例えば、軽微な会議規則違反の場合）、議員政治倫理条例の方で対応する可能性もある。

○地方自治法との関係

地方自治法には議員不祥事に対応する規定はない。個別法で対応できるものを除いて地方自治法の建前としては、議会外の活動での責任の取り方は、議員個人の政治責任であると考えられてきた、と思われる。なお現在議員でない者に懲罰は科せられない。

➡しかし、この建前は現在の地方議会の置かれた状況にそぐわない。

また、会派に不正があった場合、どうするか（懲罰は議員単位であるので、議員に還元できない場合は対処できない）。

II 議員政治倫理条例一般論

1 政治倫理条例とは

（1） 従来（ほぼ 30 年前）型の一般的な政治倫理条例の概要

議員が遵守すべきルール（政治倫理基準）を定め、これに反する疑いや資産報告に疑義がある場合に、議員や住民の調査請求の請求に基づき、政治倫理審査会が審査し、審査結果を公表するという仕組みであり、それを受けて議員が説明責任を果たすことで、住民の信頼を確保することを目的としてきた。

従来型の政治倫理条例の構成要素⁵とされているものとしては、

○政治倫理基準

○資産公開制度—政治倫理条例と別途もある。

○問責制度—逮捕・起訴されても議員に留まろうとするとき

○政治倫理審査会

○住民の調査請求権

} 従来型条例が全てを有するわけではない。

従来型の議員政治倫理条例の性格は、本来的には取締法ではなく、情報公開の系列であるとされてきた。

要するに、従来型の政治倫理条例の趣旨は、住民による監視によって議員の不正を防止することにあり、最終的には議員の自主的対応に委ねるものといえよう。

（2） 近時の政治倫理条例制定の必要性について

○近時、自治体職員の公正な職務執行確保が求められ、コンプライアンス条例が制定

⁴ 解説書によれば、懲罰は時間的事項的に限界がある、とされ、会期中の言動であることや、全協などの言動も原則的に懲罰対象外としている。

⁵ 斎藤文男『政治倫理条例の作り方』（2006 年）を参照。同書によればこの 5 つの要素が全てであることが望ましい、とのことである。

されるようになった。

- 議員の不祥事の増加（？）、悪質化が報道され、その多様化（ハラスメント、SNSでの誹謗中傷）も指摘されている。つまり、議会に対する住民の目は厳しく、議会を取り巻く状況は、従来型の政治倫理条例の想定とは異なるものとなっている。



議員の職責にふさわしくない行為があったときに、議員個人の問題に委ねるのでは住民は納得しないので、何らかの対処をすることが議会に求められている。

近時の同条例においても、仕組の骨格は、議員が遵守すべき「政治倫理基準」を定め、それに反する疑いがあるときに、政治倫理審査会が審査して、違反があれば議会が措置を講じることである。

近時の同条例の制定が必要とされるのは、住民から、不祥事案の解明とそれに対して議会が妥当な制裁的措置をとることが求められるからである。

2 議員政治倫理条例の変容

- 議員の不祥事に対して、一般職公務員に対する懲戒処分のような対応を議会に求める市民の声を無視することはできない。
- 政治倫理基準違反の行為が、懲罰対象外ではあってもそれに近いものもあり、そうした場合に、議会として、適切な制裁的措置をしないとすることは難しいであろう。そうすると、（策定する）議員政治倫理条例を、従来型のように議員の自主的対応に委ねるものとして位置づけるのか、それとも懲罰を補完するような糾問的なものと位置づけるのか、ということになるが、最近制定されている条例は後者を意識しているように思われる。
- この条例について後者に重きを置くとすれば、審査会のあり方（例えば、委員の構成）やその審議のあり方（例えば、対象議員の扱い、慎重な事実関係の調査の必要）、さらには基準違反行為があったときの議会の対応（どのような制裁的措置が妥当かどうか）といった点などで、前者のそれとでは違いがあるように思われる。もちろん、折衷的な仕組も考えられるが、今後、糾問的な仕組に変容していくことが予想される。

Ⅲ 近時の議員政治倫理条例の仕組

1 政治倫理基準とその明確化の傾向

（１）政治倫理基準の主な内容⁶

- 議員としての品位や名誉を損なう行為や不正疑惑行為の禁止

この条項は、法令違反はもとより他の政治倫理基準違反行為を包括するものといえるが、そのため抽象的な文言になっている。そこで、例えば品位や名誉を損なう行為にあたるかどうかの判断が難しいケースも出てくるであろうし、場合によっては、議員間で不公平感が生まれるかもしれない。

- 地位を利用した自己又は特定の者への利益供与の禁止

⁶ 斎藤前掲書 26 頁以下などを参考にした。

- 請負等の斡旋禁止
- 職員の職務執行への不当介入の禁止
- 採用等の職員人事への介入の禁止
- 道義的批判のある企業・団体からの寄附の自粛

(2) 明確化・具体化の必要性

「品位や名誉を損なう行為」は漠然としており、私事で倫理に悖る行為も含まれる余地がある。糾問的な運用をするのであれば、これを①できるだけ具体化することと、②倫理に悖るといっても議員としての職業倫理の問題であると理解し、議員の職務遂行を阻害する場合に限定するという解釈基準（例えば、逐条解説において）を示しておくべきであろう。

（参考）「品位や名誉を損なう行為」が不明確であるためか、大津市議会議員政治倫理条例の3条では政治倫理基準にはこれを外している。

(3) 明確化の具体例としての立川市議会条例（改正後）

第3条 議員は、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- (3) 市が行う処分、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定若しくは行政指導又は市及び市の関係団体が行う補助金その他の給付の決定若しくは請負その他の契約に関して、その地位を利用して不当に特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）に関して、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。議員の後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）にあっても、同様とする。
- (7) 地方自治法第92条の2の規定を遵守すること。
- (8) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (9) 議員としての発言又は情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (10) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者等に伝達しないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。
- (12) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある行為を行わないこと。

2 審査請求

(1) 請求権者とその要件

○議員のみとするか、議員に加えて住民も請求権者とするか。

県レベルの条例では、滋賀県議会を除いて議員のみ

○議員の場合、**議員の一定数**、例えば議員総数の 3 分の 1（あるいは 2 分の 1）以上で **二会派以上の賛成**を要件とするところが多くなっている。

○住民に請求を認める場合、一定数の署名数を求めるところもある。滋賀県議会議員政治倫理条例の場合、住民（単独）にも認めるが、議員総数の 3 分の 1 以上で二会派以上の議員の**紹介**を必要としている。

△住民にも請求権を認めるかどうかは、当該議会において、この条例をどう位置づけるかに拠るだろう。例えば、前文でこの条例を「住民にひらかれた議会の実現」のため、などを謳うのであれば、つまり住民参加の一環としても位置づけるのであれば、肯定的となろう⁷。

（２）請求対象の制限について

○原則として、行為があったときから 1 年以内（最近の条例の傾向）

○原則として現在の議員に限る。なお、立川市議会条例では対象議員の任期の開始前に行われた行為も対象外としている（9 条 4 項）。

▼改選直前に請求があった場合の扱い

3 政治倫理審査会について

（１）審査会の法的位置づけなど

○議会の附属機関として設置する⁸。もっとも、多くの条例では、（特に附属機関性を触れずに）政治倫理審査会を設置する、と定めているにすぎない。

○常設とするか、アドホックとするか

（２）審査会の委員構成

○議員だけとするか（従来型に多い）、議員と有識者（例として鳥取県議会政治倫理条例）、議員と第三者（市民と有識者）、第三者のみ⁹、がある。

○私見では、議員が委員に入ることにはメリットもあるが、審理の公正性・中立性の観点からすれば、第三者のみがよいと思う。

（３）審査会における対象議員の扱い

○対象議員に説明（出席・資料提出）義務を課しているのが一般的。糾問的な運用をするなら弁明の権利を付与すべきであろう。また、その際には補佐人の同席（尼崎市議会の政倫審では認めた）や関係資料の提出権も認めるべきであろう。

○審査結果については公表することが一般的。公表に併せて対象議員の意見書の提出も認めるべきであろう。

○審査会が、政治倫理基準に違反しないと判断したときは、審査会は議員の名誉を回復するために必要がある場合はその旨を議長に報告し、議会はそのための必要な妥当な措置をとるといった対応をなすべきである。

⁷ 住民参加型を徹底するならば、請求住民に審査会での意見表明権も認めるべきであろう。

⁸ 議会としての附属機関の設置の議論については、拙稿（注 1）69－71 頁。

⁹ 経験した尼崎市議会政治倫理審査会は、設置はアドホックで、弁護士、大学研究者（2 人）、議会実務家、一般市民から成るものであった。

(4) その他

- 従来型では審査会を非公開としているところも多い。しかし、公正な審理の観点から原則公開とすべきであろう。
- 審査会に強制力ない VS (住民の要請たる) 真実の究明

4 議会のとるべき(制裁的)措置について

(1) 審査会が基準違反を認定した場合の議会としての措置

- 審査会での審査結果の公表しか定めていない条例もあれば、さらに、議会として何らかの措置をとることを明記している条例もある(近時は後者が一般的)。
- 違反行為に対してとるべき措置の選択は、違反の内容や程度も様々なだけに、難しい場合がある。そこで、**勧告など法的効果を伴わない措置が一般的¹⁰**となっている。
- 措置を議長(議会)に任されても妥当な措置を判断することが容易でない場合もある。そこで、審査会の勧告をだしてもらい、議長(議会)がそれを尊重するという仕組みの条例が増えている(鳥取県議会条例 10 条・13 条、立川市議会条例 17 条)。

(2) 近時の条例における具体的措置の例

立川市議会条例では、以下のように定めている。

第 20 条 議会は、第 17 条第 1 項の規定による勧告がされたときは、その勧告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 口頭注意 議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。
- (2) 文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。
- (3) 議場における陳謝の勧告 議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。
- (4) 一定期間の出席自粛の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。
- (5) 議員辞職の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。
- (6) その他議会が必要と認める措置

IV 条例策定上の課題・問題点など

1 最近の議員政治倫理条例の意義・性格

- 前述したように、地方自治法 89 条 3 項の誠実な職務遂行という議員の責務規定を具体化したものとみることにもできる。いうまでもないが、この条例によって議員の職務

¹⁰ 三重県議会議員政治倫理条例の改正(令和 4 年 12 月)後の 6 条 4 号は、政治倫理規準違反が認められたときは、審査会(議員のみで構成)は議長に対して全員協議会における**陳謝の勧告**を求める審査結果を答申するものとする、としており、さらに同条 5 号では、審査会委員の 3 分の 2 以上の賛成があるときは、4 号の結果に代えて、「全員協議会における陳謝の勧告、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は**議員辞職の勧告の 1 又は 2 以上の勧告**を求める審査の結果を答申することができる。」としている。

遂行上の不祥事のすべてに対応できるわけではない。しかし、一定の抑止効果は期待できる。

- この条例は、当該議会がその議員の活動について定めた自己統制の条例と捉えることができる。そう捉えることで、議会の自律権の範囲を超えた議員活動—議会と直接関連性のない活動、例えば政党の活動、議員個人の活動—をも規制の対象とすることができるといえる。
- もっとも、対象議員の（憲法上保障された）政治活動の自由も尊重されねばならないので、そうした点を考慮し調整した条例の仕組と運用を考えねばならない。

2 請求関係

- 請求権者をどうするか

広域自治体の場合、住民に請求権を認める場合には、署名数をどうするのか、など課題もある。

- 請求を容易なものにするかどうかは、当該議会のスタンスによるといえる（つまり、「入口」だけの問題ではない）。

考慮事項として、政倫審に上がることで対象議員の政治的ダメージは大きいこと、（それと関連するが）恣意的？な利用の可能性があること、政倫審の負担¹¹をどうするか、住民からの請求が不祥事把握の端緒となること、etc.

3 妥当な措置と訴訟リスク

制裁的措置の妥当性は、適切な事実認定がなされていること（つまり、当該行為が政治倫理基準の違反していることを明確に証明できること）を前提にしたうえで、当該行為と釣り合いの取れた（相当性のある）措置であることといえる。これは最近の判例動向からも導き出せる。しかし、議会として、場合によっては苦慮することもある。なぜなら相当な措置を執るべき（比例原則）なのだが、住民感情も無視できないからである。

講じた制裁的措置が（法的効果のないものであっても）妥当でない場合は、対象議員からの訴訟が提起される場合がある¹²。

¹¹ 改正後の立川市議会条例（改正前から有権者の 500 分の 1 の署名収集で住民の請求可能）では、審査会が第三者のみとなったことを受けて、請求があった場合直ちに審査会に付託するのではなく、議長（議運）が請求要件の形式的審査をすることとなった（審査会の負担軽減）。

¹² 議会の制裁的措置には当該議員の社会的評価を低下させる場合が多い。そのため、当該議員が議会に対して（正式には自治体に対して）当該措置の決議によって名誉を毀損（不法行為）されたとして国賠訴訟を提起することもある。

もし提起された場合、（措置が不釣り合いなものではないことを前提に）当該決議が公共の利害に関する事実に係るもので専ら公益を図る目的に出たものであることは明白であるから、当該決議で示された事実が真実であること又は真実と信じるについて相当の理由があることを主張できれば名誉毀損は成立しない。つまり、請求を受けて、議会の政倫審が請求内容について調査した結果、真実であること又は真実と信じるに足りる相当の理由があることを示すことができれば、名誉毀損は成立しない。言い換えれば、当該議員が、請求内容が事実と反するか、審査会の調査が不十分な調査である、と主張した場合、反論できるだけの調査内容を示すことができればよいといえる。

終わりに

議員政治倫理条例の制定議論を機に、議員として求められるコンプライアンスの確認とその遵守を行動規範に高めて、政治倫理基準違反行為に至らないように、議員及び議会としての意識変革が期待される。

つまり、できれば**政治倫理条例を発動しない方向**（語弊があるかもしれないが）**での事案解決を図ることも考えるべき**であろう。例えば、議員間や議員と職員間でのハラスメント事案について、別途のハラスメント対応の仕組みを作ること、まずそちらでの解決を図るというのもあってよいだろう。

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例をここに公布する。

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例

県民の厳粛な負託を受け、県民の税金の使途を決定する我々議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、その職責を全うしなければならない。

しかるに、近年、議員が関与する社会福祉法人の不祥事が相次いで生じ、鳥取県議会は政治倫理に関し多くの県民から批判を受けてきた。

こうした反省に立ち、平成24年7月に制定した鳥取県議会基本条例では、議員の政治倫理に関して県民の代表として高潔性及び公正性の保持を議員に義務付けるとともに、新たに規定を設けることとした。

ここに、鳥取県議会は、議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県議会議員(以下「議員」という。)の責務及び行為規範を定めること等により、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の厳粛な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。

(行為規範)

第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。
 - (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。
 - (3) 自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有している法人その他の団体(以下「法人等」という。)が法令を遵守することを徹底させ、県民に疑念を抱かせることのないようにしなければならないこと。
 - (4) 県又は県の関係団体の役員又は職員(以下「県等の役職員」という。)に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。
 - (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えてはならないこと。
 - (6) 公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。
 - (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしてはならないこと。
 - (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
 - (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせてはならないこと。
- 2 議員は、前項各号に掲げる行為規範に関し、県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。
- 3 議員の職を離れた者は、第1項各号に掲げる行為規範に関し、議員在職中の行為について県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(兼業の自粛)

第4条 議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努めるものとする。

(審査の請求)

第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員が記名し、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により審査の請求があったときは、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(令6条例25・一部改正)

(審査会の設置)

第6条 議長は、前条第1項の規定により審査の請求があったときは、これを審査するため、鳥取県議会に鳥取県議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験を有する者のうちから議長が任命する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、審査会を代表し、その事務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。
- 9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間にあっては、議長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、被審査議員から請求があったときは、公開とする。
- 5 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が会議に諮って定める。

(審査の方法)

第8条 審査会は、まず、審査の請求対象とされた行為が第3条第1項各号に掲げる行為規範に反するか否かを審査し、当該行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに当該請求の審査を終了するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係人に対し、出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

- 2 被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、審査会に出席し、質問に誠実に答える義務を負う。
- 3 被審査議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

(必要な措置の要求)

第10条 審査会は、審査の結果、被審査議員につき、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反すると認めるときは、第7条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。

- (1) 鳥取県議会会議規則(昭和31年鳥取県会規則第1号)別表に掲げる議員全員協議会(以下「全員協議会」という。)における戒告
- (2) 全員協議会における陳謝
- (3) 議長若しくは副議長、委員会の委員長若しくは副委員長又は議会運営委員会若しくは鳥取県議会会議規則別表に掲げる協議等の場(全員協議会を除く。)の構成員の辞任の勧告
- (4) 鳥取県議会会議規則別表に掲げる代表者会議又は政策調整会議への出席(構成員としての出席を除く。)の停止
- (5) 一定期間の出席の自粛
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

(議長への報告及び名誉回復措置)

第11条 委員長は、審査の結果を文書により議長に報告するものとする。

- 2 委員長は、審査の結果、前条の措置を講ずるよう求めるに至らなかった場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると審査会が認めるときは、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する事実が存在しない旨を前項の報告に併せて議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知、公表等)

第12条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。

- 2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。
- 3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。

(措置)

第13条 議長は、第11条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

立川市議会議員政治倫理条例

平成16年6月18日条例第29号

改正 令和4年3月23日条例第7号

令和5年11月2日条例第34号

立川市議会（以下「議会」という。）は、意思決定機関としての責務を果たすとともに、立川市民（以下「市民」という。）の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、議会の基本規範として立川市議会基本条例（平成26年立川市条例第18号）を制定した。

立川市議会基本条例の趣旨を実現するためには、議会としての取組にとどまらず、立川市議会議員（以下「議員」という。）一人ひとりが、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の代表として、市民の負託を受け誠実に職務を行うことを通じて、市民に信頼される存在となることが求められる。

ここに議会は、政治倫理に関する規律の基本となる事項を具体化するものとして、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって立川市議会基本条例の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員と市民の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使して、特定の個人や自己の利益を図ってはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を自ら解明し、市民に対し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

4 市民は、主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しな

なければならない。

- (1) その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- (3) 市が行う処分、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定若しくは行政指導又は市及び市の関係団体が行う補助金その他の給付の決定若しくは請負その他の契約に関して、その地位を利用して不当に特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）に関して、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。議員の後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）にあっても、同様とする。
- (7) 地方自治法第92条の2の規定を遵守すること。
- (8) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (9) 議員としての発言又は情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (10) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者等に伝達しないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。
- (12) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある行為を行わないこと。

（宣誓書の提出）

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から

30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 第9条に規定する審査請求に基づく審査をするため、立川市議会基本条例第17条に規定する附属機関として、立川市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 市民 2人以内

(2) 地方行政に関し優れた識見を有する者 3人以内

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、3任期を限度とする。

4 第13条の規定により審査請求が付託された審査会は、前項の規定にかかわらず、任期満了後も当該審査請求に限り第14条の規定による審査及び第17条の規定による報告を行う。

(審査会の会長等)

第6条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査請求権)

第9条 公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日

において立川市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反していると疑うときは、選挙権を有する市民にあつては、その総数の500分の1以上の者の、議員にあつては、立川市議会議員定数条例（平成5年立川市条例第30号）第2条に規定する議員の定数の4分の1以上の者の署名により、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により議員が審査請求をする場合は、署名する議員は2以上の異なる会派（立川市議会政務活動費交付条例（平成13年立川市条例第14号）第2条に規定する会派をいう。）に属する者で構成されていなければならない。
- 3 審査請求は、当該違反を疑う行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 審査請求は、審査の対象となつた議員（以下「審査対象議員」という。）の任期の開始前に行われた行為を対象としてすることができない。

（審査請求書の提出）

第10条 審査請求は、別に定める審査請求書及び証拠説明書、前条第1項に規定する人数を満たす署名を記載した別に定める署名簿並びに審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料（以下「審査請求書等」という。）を提出してしなければならない。

- 2 地方自治法第74条第7項に規定する期間は、審査請求書の提出及び署名を求めることはできない。

（議会運営委員会への諮問等）

第11条 議長は、前条の規定により提出された審査請求書等が立川市議会事務局の事務所（以下「事務所」という。）に到達したときは、速やかに当該審査請求の適否の審査について議会運営委員会に諮問しなければならない。

- 2 議長は、審査請求書等が形式上の要件に適合していないときは、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求を行つた者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね10日間の期間を定めて補正を求めなければならない。
- 3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求を却下することができる。
 - (1) 前項の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。
 - (2) 前項に規定する期間内に補正がなされないとき。

- 4 議長は、前項の規定により却下をするときは、その旨を決定し、審査請求人に対し、別に定める審査請求却下通知書により通知しなければならない。

(審査請求の議会運営委員会における審査)

第12条 前条の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。

- 2 議会運営委員会の委員が審査請求人又は審査対象議員である場合は、当該委員は前項の規定による審査に加わることができない。

(審査請求の政治倫理審査会への付託)

第13条 議長は、前条の規定による答申を受けたときは、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ付託するか否かを決定しなければならない。

- 2 審査請求は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、付託しないことができる。
 - (1) 審査請求の対象となる事実が政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。
 - (2) 審査請求の対象となる事実が過去に審査が行われた事実と実質的に同一であるとき。
 - (3) 審査請求の内容が条例の目的に適合しないとき。

- 3 議長は、第1項の規定による決定をしたときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(審査請求の政治倫理審査会における審査)

第14条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求のあった政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、審査請求人、審査対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査請求人は、会長が必要と認めたときに限り、審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を追加して提出することができる。
- 4 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査対象議員の協力義務)

第15条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、及び

会議に出席しなければならない。

- 2 審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

(審査対象議員の意見陳述)

第16条 審査会は、審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

- 2 前項に規定する意見陳述の機会において、審査対象議員は、会長の許可を得て補佐人を同席させることができる。
- 3 審査対象議員は、会長に対し、審査請求書等及び審査会が当該審査に関して作成し、又は収集した資料の閲覧を求めることができる。この場合において、会長は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 4 審査対象議員は、意見陳述の機会が与えられるまでの間、審査会に対し証拠資料等を提出することができる。

(審査の終了)

第17条 審査会は、審査が終了したときは、その審査結果を文書で議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

- 2 審査会は、審査対象議員が議員の身分を失ったときは、審査を終了する。ただし、必要と認めた場合は、審査を継続することができる。

(審査結果の報告及び通知)

第18条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、議会運営委員会に報告するとともにその全部又は一部を速やかに公表し、並びに審査請求人及び審査対象議員に通知しなければならない。

- 2 審査対象議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。
- 3 議長は、前項に規定する意見書が提出されたときは、第1項に規定する審査結果の報告の公表に併せて、当該意見書の全部又は一部を公表しなければならない。

(標準処理期間)

第19条 議長は、審査請求書等が事務所に到達した日から100日以内に、前条第1項の規

定による通知をするよう努めるものとする。ただし、第9条に規定する署名の審査を行う期間及び第11条第2項の規定により補正を求めている期間の日数は、算入しない。

(議会の措置)

第20条 議会は、第17条第1項の規定による勧告がされたときは、その勧告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 口頭注意 議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。
 - (2) 文書による戒告 議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。
 - (3) 議場における陳謝の勧告 議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。
 - (4) 一定期間の出席自粛の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。
 - (5) 議員辞職の勧告 議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。
 - (6) その他議会が必要と認める措置
- 2 議会は、前項に規定する措置を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求人に報告しなければならない。
- 3 議会は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。
- 4 議会は、第1項第4号及び第5号に定める決議案が提出されたときはその審議の後に、第2項の規定による報告及び公表をするときは同一の方法で、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。
- 5 議会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日において議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例施行の日」とする。

3 この条例施行の際、第6条第2項第1号の規定により任命される審査会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月13日までとする。